

## 特定非営利活動法人の設立の認証の取消しについて

特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）第43条第1項の規定により、平成24年3月23日付けで次の1法人の設立の認証を取消しました。

## 1 取消理由

3年以上にわたって事業報告書等の提出がないため

## 2 取消しとなった法人の概要

特定非営利活動法人の名称	主たる事務所の所在地	定款に記載された目的
ワールド・エクステンジ・オブ・カルチャーズ・プロジェクト・マタハリク	札幌市南区石山255番地20	この法人は、青少年・成人・障害者に対し、文化・芸術・福祉に関する事業を行い、教育・情操教育・国際交流・自己啓発・社会福祉・自然環境に寄与することを目的とする。

[参考～特定非営利活動促進法（平成10年法律第7号）の関係条項]

## 第29条（事業報告書等の提出及び公開）第1項

特定非営利活動法人は、内閣府令で定めるところにより、毎事業年度一回、事業報告書等、役員名簿等及び定款等（その記載事項に変更があった定款並びに当該変更に係る認証及び登記に関する書類の写しに限る。）を所轄庁に提出しなければならない。

## 第43条（設立の認証の取消し）第1項

所轄庁は、特定非営利活動法人が前条の命令に違反した場合であって他の方法により監督の目的を達することができないとき又は3年以上にわたって第29条第1項の規定による事業報告書等、役員名簿等又は定款等の提出を行わないときは、当該特定非営利活動法人の設立の認証を取り消すことができる。